

令和2年度第2次農林水産関係補正予算

農林漁業者のための

経営継続補助金

令和2年10月

農林水産省

経営局 経営政策課

説明内容

1 経営継続補助金の目的

2 補助対象者

3 補助額

4 補助対象経費

5 補助要件

6 接触機会を減らす省力化機械の例

7 「経営計画」の内容

8 申請から補助金受領までの流れ

1

経営継続補助金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、

感染拡大防止対策を行いつつ、

販路の回復・開拓、

生産・販売方式の確立・転換などの

経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援

農林漁業者（個人・法人）

※常時従業員数が20人以下

こういった方が補助対象者になります！！

- ・ 個人の農林漁業者
- ・ 農事組合法人、社会福祉法人、一般社団法人・公益社団法人、NPO法人、農業法人（会社法に基づく法人）、農林漁業を営む協同組合等の組合 など

3

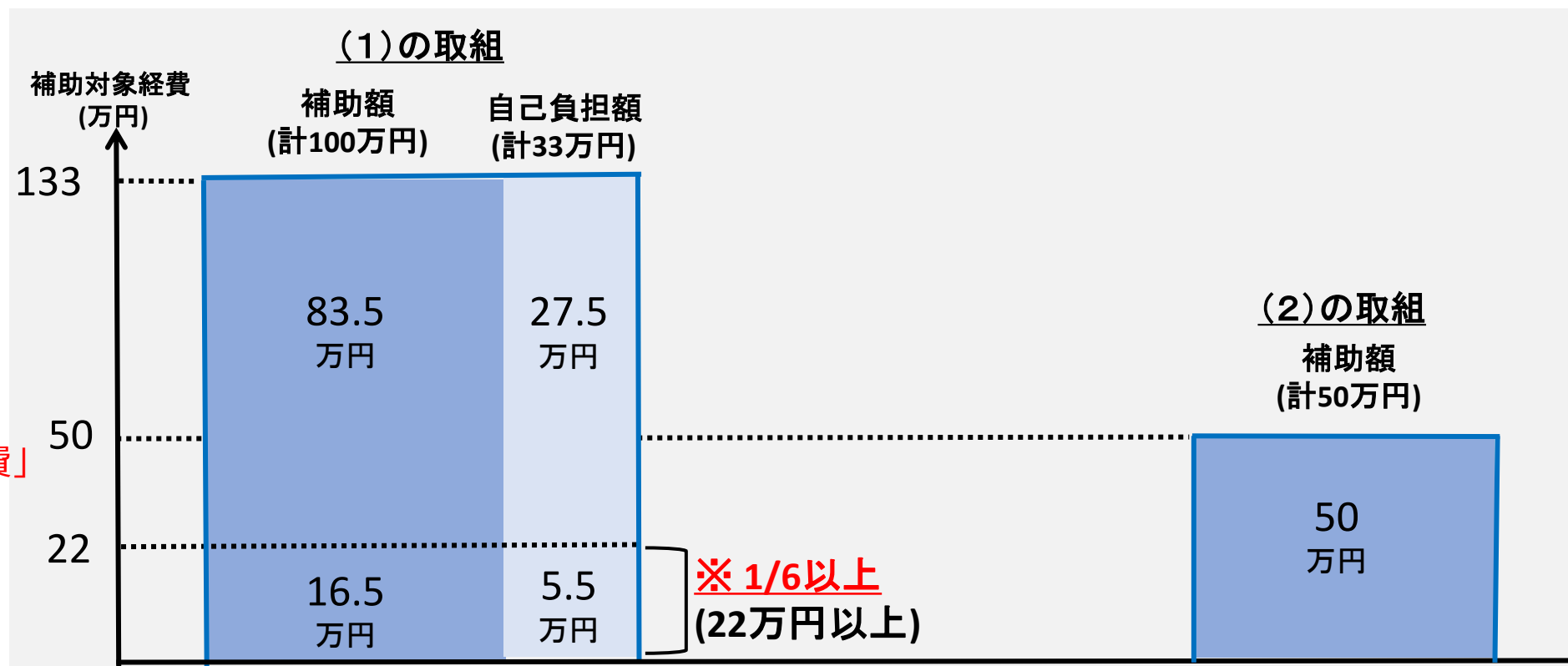
補助額

補助上限額	単独申請	150 万円
	グループ（共同）申請	1,500 万円

単独申請
のケース

(1) 経営継続に関する取組に要する経費
【補助率 3 / 4、補助上限額 100万円】

(2) 感染拡大防止の取組に要する経費
【補助率 定額、補助上限額 50万円】



※補助対象経費の1/6以上を
「接触機会を減らす生産・
販売への転換に要する経費」
又は
「感染時の業務継続体制の
構築に要する経費」
に充てる必要

4

補助対象経費

1. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
2. 令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中に支払が完了した経費
3. 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(1) 経営継続に関する取組に要する経費

【補助率 3/4、補助上限額 100万円】

- ① 機械装置等費
- ② 広報費
- ③ 展示会等出展費
- ④ 旅費
- ⑤ 開発・取得費
- ⑥ 雑役務費
- ⑦ 借料
- ⑧ 専門家謝金
- ⑨ 専門家旅費
- ⑩ 設備処分費
- ⑪ 委託費
- ⑫ 外注費

(2) 感染拡大防止の取組に要する経費

【補助率 定額、補助上限額 50万円】

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助要件

補助対象経費の1/6以上を

次のいずれかの類型に係る経費に充てる必要

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

(例1) 生産・出荷現場で作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入

(例2) 作業場や倉庫等において、作業員間の距離を広げるため、別用途に供されていたスペースを統合し、より広い作業空間を確保する場合や、導線等のレイアウトを変更する場合

(例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法（ネット販売、無人販売など）の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

(例1) 人員削減等に備えた方針づくり（「事業継続計画」の策定など）

(例2) 感染拡大時に経営継続のための体制づくり（Web会議システムの導入など）

接触機会を減らす省力化機械等の例



野菜苗移植機

人手による植付作業を自動化。
一人で作業可能に



果実等自動選別機

果実、野菜の大きを自動的に判別。
選果の人員を削減



農薬散布用ドローン

上空から農薬を広範囲に効率的に散布。
複数人での作業を解消



漁船用高機能無線機

漁場探索、漁獲に係る様々なデータを漁船・漁協関係者が瞬時に共有。漁獲方針の検討、報告等に係る接触機会を削減



発情発見装置

発情をスマホ等に通知。
個体観察作業を不要化

「経営計画」の内容

取組項目	実施取組	非接触等(1/6)	取組内容	
(1) 補助率 3/4 補助上限 100万円の経費	ア 国内外の販路の回復・開拓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新たな製品の導入
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新たな販路開拓の販売促進活動
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格、出荷方法の見直し等による供給体制の整備
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他()
イ 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	品質向上のための機械・設備等の導入・更新	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省エネのための機械・設備等の導入・更新	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省力化のための機械・設備等の導入・更新	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境対応のための機械・設備等の導入・更新	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	安全対応等のための機械・設備等の導入・更新	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省力化・省人化に資する資材の導入	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農林漁業体験活動の提供	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	GAP・HACCP等の対応	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	簿記ソフトの活用等による経営管理の高度化	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労環境の整備	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ネット・移動販売などの導入	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生産・販売方式の確立・転換に必要な緊急的な人材の確保	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作業人員の接触を減らす環境整備	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他()	
ウ 円滑な合意形成の促進等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	Web会議システムの導入	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	危機管理・事業継続のための外部専門家への相談	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他()	

取組項目	実施取組	非接触等(1/6)	取組内容
(2)補助率 定額、補助上限 50万円の経費(感染拡大防止経費)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作業場・事務所、施設設備等の消毒の実施
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	感染防止機器の整備
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	感染防止防具・薬剤等の整備
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他

※取り組む内容にチェック !

申請書類はこちらから入手できます。

<https://keieikeizokuhojokin.info/request.html>



申請から補助金受領までの流れ

① 農協や経営相談所などの
支援機関の作成支援を受けながら
「経営計画」を作成。

支援機関

無料

② 支援機関の「確認書」を
発行してもらう。

支援機関

無料

③ ①・②と補助金交付申請書、
前年度の確定申告書等を
締切期日までに補助金事務局に提出。

④ 審査

補助金事務局

⑤ 採択された事業者名等の公表
採択・不採択の通知

補助金事務局

※支援機関による伴走支援が必須。

⑥ (不備があれば) 不備等の通知
→(不備修正後)補助金交付決定通知

補助金事務局

※⑥と⑦は前後する場合があります

⑦ 支援機関の実行支援を
受けながら、事業を実施。

支援機関

無料

⑧ 事業終了後、「支援機関」
の確認を受けた実績報告書
を補助金事務局に提出。

支援機関

無料

⑨ 補助金事務局から補助金を受領。

支援機関

「支援機関」は、農林漁業の経営指導や6次化推進の業務について一定の実績のある機関として、以下の機関を指定・公表しています。

- * 農協・農業協同組合連合会
- * 森林組合・森林組合連合会
- * 漁協・漁業協同組合連合会
- * 農業経営相談所
- * その他経営局長が認めた機関（6次産業化サポートセンター、業界団体など）

詳しくは、農林水産省ホームページ

又は

補助金事務局ホームページ
をご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html>



<https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>



スケジュール（1次募集）

* 6月29日 1次募集（申請受付）の開始

* 7月29日 1次受付締切

* 10月16日 採択された事業者名等の公表

※ 採択・不採択、補助対象外経費、書類の不備について郵送により通知。

* (必要に応じて) 書類修正後 補助金交付決定通知

1次募集

採択計画に基づく事業の実施

* 12月末（原則） 事業実施期間の終了

※機械の納品が遅れるなどやむを得ない事情があると支援機関が認めた場合は2月末まで延長可能。

* 令和3年1月29日（原則）「支援機関」の確認を受けて、実績報告書を提出

* 実績確認後、順次 補助金の受領

スケジュール（2次募集）

- * 10月19日 2次募集（申請受付）の開始
- * 11月19日 2次受付締切
- * 審査終了後 採択された事業者名等の公表
※ 採択・不採択、補助対象外経費、書類の不備について郵送により通知。
- * (必要に応じて) 書類修正後 補助金交付決定通知

2次募集

採択計画に基づく事業の実施

- * 令和3年2月末（原則） 事業実施期間の終了
※事業の実施期限については、機械等の納品が遅れるなど個別の農林漁業者の事情を踏まえた対応を検討
- * 令和3年3月19日（原則） 「支援機関」の確認を受けて、実績報告書を提出
- * 実績確認後、順次 補助金の受領

MAFF

**Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries**

農林水産省